

ヤングケアラー支援に向けた取組について

大阪市では、ヤングケアラー支援に向けて副市長をトップとしたプロジェクトチームを令和3年5月に設置しました。区役所、福祉局、健康局、こども青少年局、教育委員会事務局の所属長をメンバーとして、横断的に取組を検討します。

会議を2回開催（5/13、7/19）し、ヤングケアラーの実態を把握するための調査と今後の取組計画について、決定しました。

今後、年内に行う実態調査の結果をふまえ、具体的な支援策を検討していくこととしており、令和4年度に、こども・子育て支援計画（第2期）へ反映する予定です。

1 「全国実態調査における“ヤングケアラー”の定義」

イメージイラスト



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャングなどの問題のある家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

© 一般社団法人日本ケアラー連盟

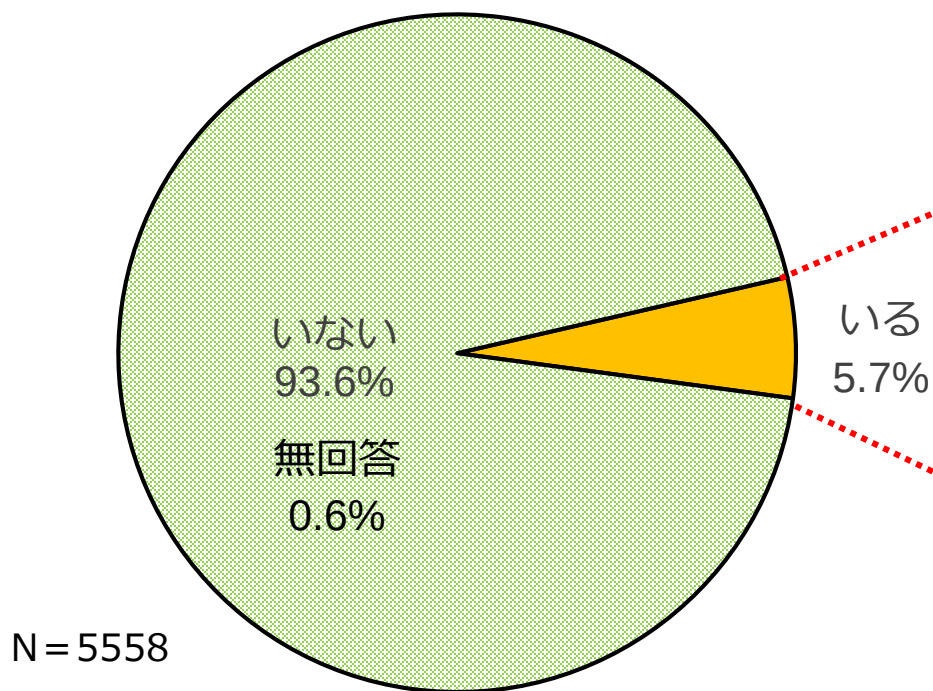
本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども

全国実態調査

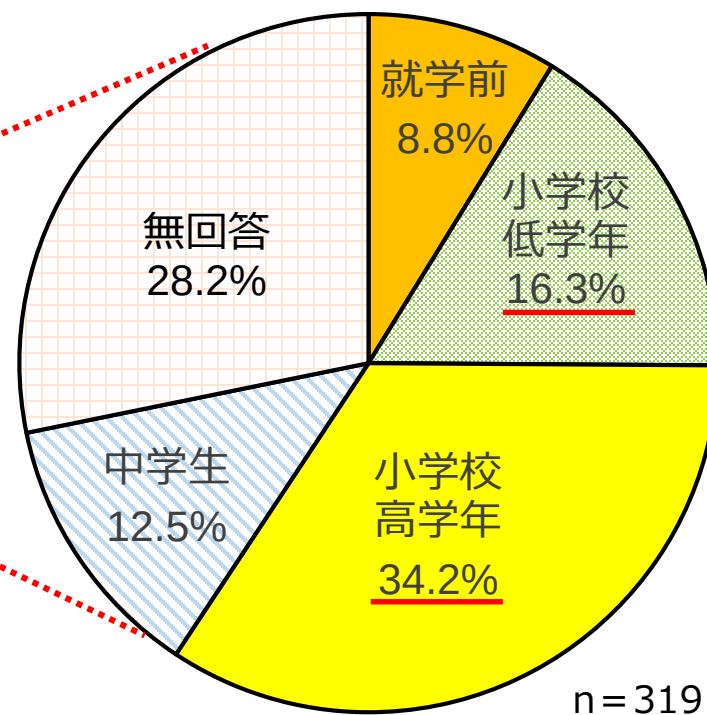
令和3年1月に国補助事業として、「三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社」が全国の要対協、中学校、高校、中学2年生、高校2年生を対象に「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」を実施

世話をしている家族の有無・世話を始めた年齢（中学2年生調査）

世話をしている家族の有無



世話を始めた年齢

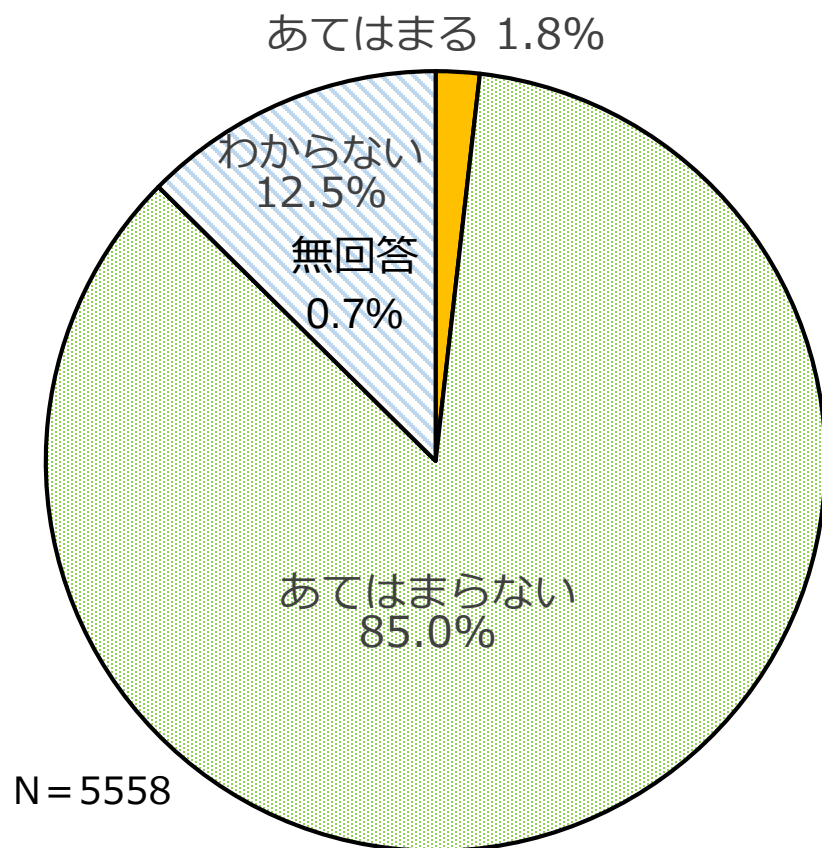


半数が小学校の時から始めている

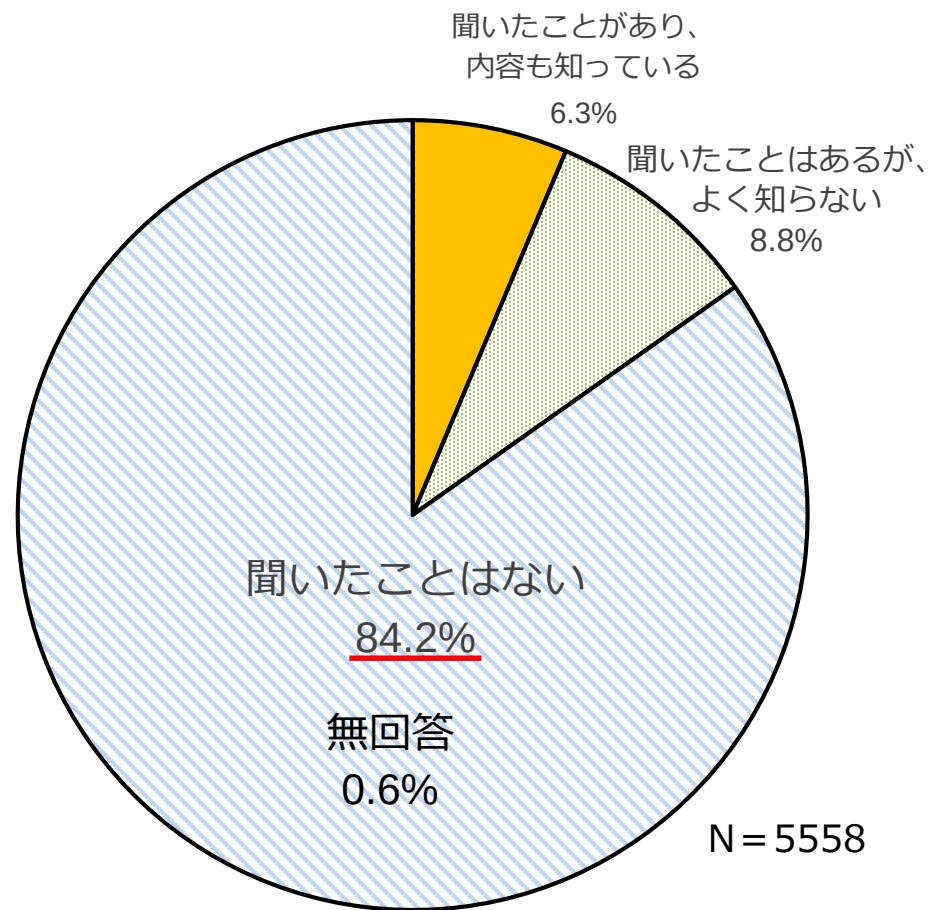
こどものヤングケアラーの自覚・認識度（中学2年生調査）

自覚

世話をしている家族有：5.7%



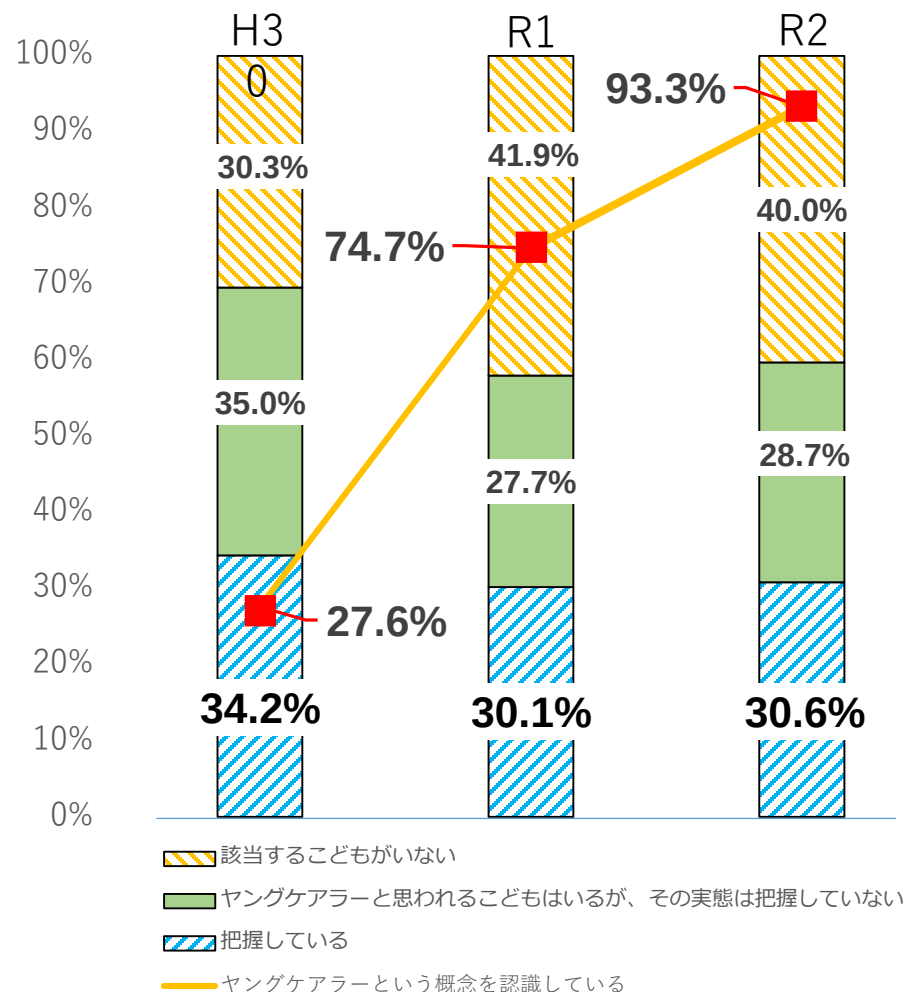
認識度



“ヤングケアラー”との自覚や“ヤングケアラー”の認識度はあまりない 4

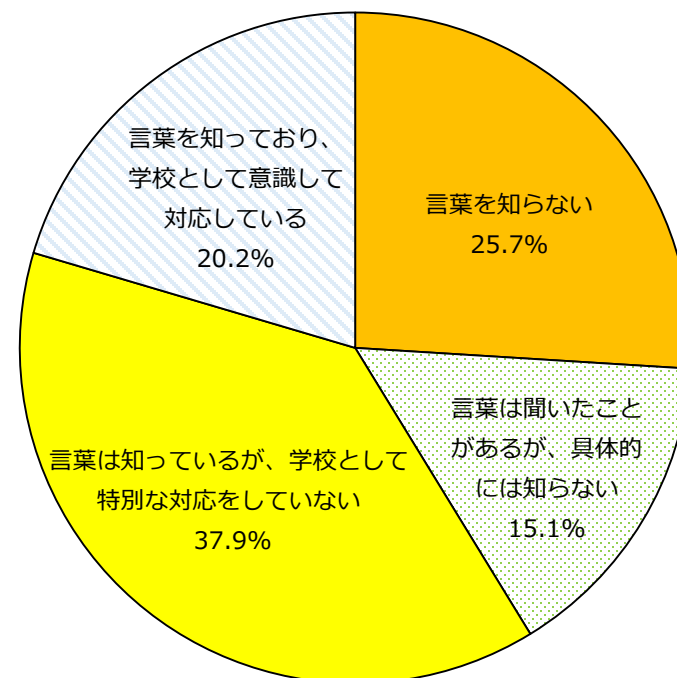
ヤングケアラーという概念の認識の有無など

要保護児童対策地域協議会調査（無回答を除く）

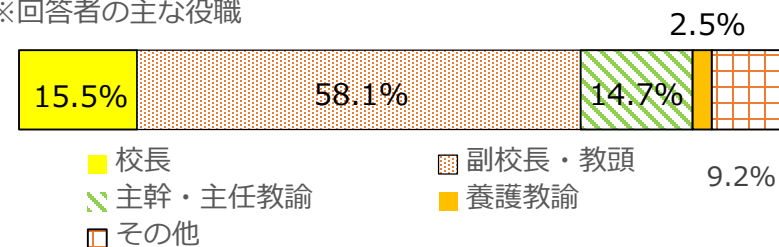


中学校調査

N=754



※回答者の主な役職



2 支援に向けた取組について

ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告

【厚生労働省・文部科学省の副大臣を共同議長とするヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームとりまとめ】

現状・課題

令和3年5月17日

- ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくい構造。福祉、介護、医療、学校等、関係機関におけるヤングケアラーに関する研修等は十分でなく、地方自治体での現状把握も不十分。
 - ヤングケアラーに対する支援策、支援につなぐための窓口が明確でなく、また、福祉機関の専門職等から「介護力」と見なされ、サービスの利用調整が行われるケースあり。
 - ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができない。
-  福祉、介護、医療、教育等、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるため、以下の取組を推進

今後取り組むべき施策

1 早期発見・把握

- 福祉・介護・医療・教育等関係機関、専門職やボランティア等へのヤングケアラーに関する研修・学ぶ機会の推進。
- 地方自治体における現状把握の推進。

2 支援策の推進

- 悩み相談支援
支援者団体によるピアサポート等の悩み相談を行う地方自治体の事業の支援を検討（SNS等オンライン相談も有効）。
- 関係機関連携支援
 - ・ 多機関連携によるヤングケアラー支援の在り方についてモデル事業・マニュアル作成を実施（就労支援を含む）。
 - ・ 福祉サービスへのつなぎなどを行う専門職や窓口機能の効果的な活用を含めヤングケアラーの支援体制の在り方を検討。
- 教育現場への支援
スクールソーシャルワーカー等の配置支援。民間を活用した学習支援事業と学校との情報交換や連携の促進。
- 適切な福祉サービス等の運用の検討
家族介護において、子どもを「介護力」とすることなく、居宅サービス等の利用について配慮するなどヤングケアラーがケアする場合のその家族に対するアセスメントの留意点等について地方自治体等へ周知。
- 幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援
幼いきょうだいをケアするヤングケアラーがいる家庭に対する支援の在り方を検討。

3 社会的認知度の向上

2022年度から2024年度までの3年間をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とし、広報媒体の作成、全国フォーラム等の広報啓発イベントの開催等を通じて、社会全体の認知度を調査するとともに、当面は中高生の認知度5割を目指す。

3 実態調査について

(1) 実施体制

調査結果に基づいてより詳細に支援策の検討ができるよう、下記研究チームと共同で調査・検証を行う。

- ・大阪歯科大学 濱島淑恵教授（代表）
- ・関西学院大学 宮川雅充教授
- ・京都光華女子大学 南多恵子准教授

(2) 対象

市立中学校の全生徒（中1～中3の約52,000人）

(3) 調査項目

- ・基本事項（年齢、性別、学年、同居家族など）
- ・普段の生活と健康状態（生活満足感、健康状態、日常生活の状況など）
- ・学校生活（遅刻、欠席、友人関係の状況、進路についてなど）
- ・家族のケア（ケアの相手とその状態、ケアの内容、期間、頻度、時間など）
- ・悩みや困りごと、ヤングケアラーに関する認識について

(4) 調査手法

学校で調査票を配付し、記入後に回収

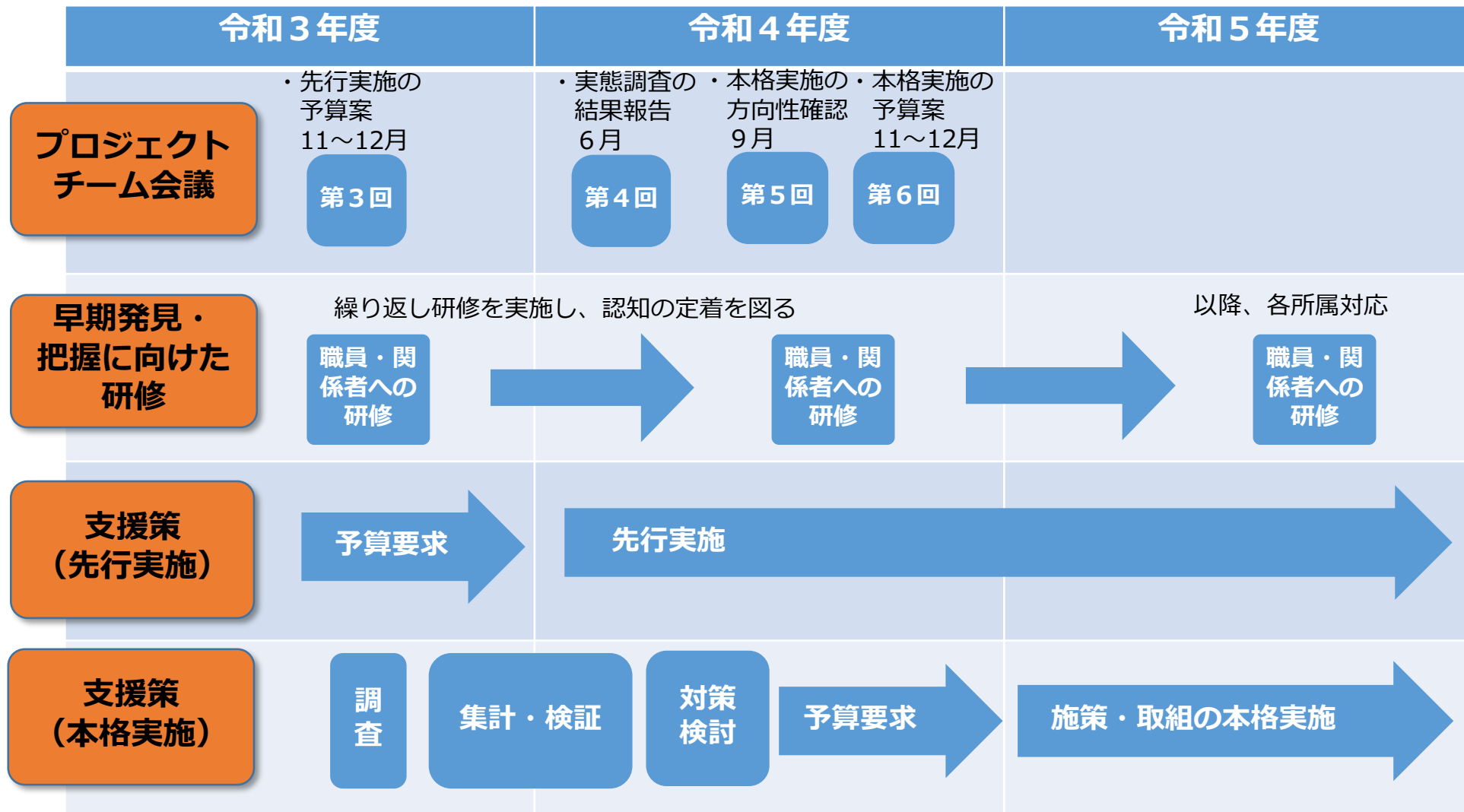
(他のアンケート調査を併せて行うことで、生徒が周囲の目を気にせず回答できるよう配慮する)

(5) スケジュール

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月以降
	研修	予算確保 調査準備		調査		集計	検 証 ★速報値		

※ とりまとめ
6月頃

4 ロードマップについて



《参考》国の動き R3.6.18閣議決定 「経済財政運営と改革の基本方針2021」

「ヤングケアラーについて、早期発見・把握、相談支援など支援策の推進、社会的認知度の向上などに取り組む」